

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
<p>事務局(小林空 き家対策幹)</p> <p>阿久津委員</p> <p>事務局(小林空 き家対策幹)</p> <p>阿久津委員</p> <p>事務局(小林空 き家対策幹)</p> <p>川野委員</p> <p>事務局(小林空 き家対策幹)</p>	<p>■司会(小林空き家対策幹)</p> <p>1 開会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員13名中、全員の出席を得たため、行田市空家等対策協議会条例第6条第2項の規定により、会議が成立していることを報告。 <p>2 あいさつ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工藤会長よりあいさつ <p>■議長(工藤会長)</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 行田市空家等対策計画(最終案)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市民意見募集」の結果について報告。 ・「行田市空家等対策計画(最終案)」の修正箇所について説明。 <p>■審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市民意見募集手続結果の概要」について、市外の方の意見であるか。 ・パブリックコメントの実施に際しては、市民意見募集手続要綱が定められ、市内に住所や事務所を有するもの等としている。本件は、市内に籍をおくNPO法人の方よりご意見をいただいたものである。 ・基本的なことを提案されており、こうした専門的な意見を頂く方がおられるのか。 ・パブリックコメント実施期間中に、意見交換をさせていただいた経緯がある。 ・30ページ記載の「(3)行田市空家等対策協議会」中、土地家屋調査士会については、「埼玉」がはいるのではないか。 ・ご指摘のとおり、修正したい。

阿久津委員	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家の「き」がぬけているところと「き」が入るところがあるが、統一はしないのか。 <p>例えば、30ページ記載の、「(2)埼玉県空き家等対策連絡会議」と「(3)行田市空家等対策協議会」において、「き」の扱いが異なっている。</p>
事務局(小林空き家対策幹)	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家の「き」の取り扱いについては、ご指摘のとおり、非常に紛らわしいものとなっている。 <p>そのため、目次の最終項に「空き家」に係る用語について基本的な考え方を示させていただいた。</p> <p>「き」や「等」が入るものや入らないもの等、法の例によるものと、法の例以外の関係法令や各種出典資料等の例によるもの等に整理させていただいた。</p>
工藤会長	<ul style="list-style-type: none"> ・他に、質疑がないため、「議事第1号行田市空家等対策計画(最終案)」については、承認することよろしいか。 <p style="text-align: center;">「異議なし」の意見。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終案については承認することと決する。 ・議事第1号に関する協議を終了とさせていただく。
事務局(小林空き家対策幹)	<p>■ 審議終了</p> <p>4 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空家等対策に関し、行田市民大学6期生の研究概要を報告。 <p>5 閉会</p>